

司法院釈字第 567 号（2003 年 10 月 24 日）*

争 点

「間諜の再犯防止に関する監督規則」は違憲か。
(預防匪諜再犯辦法管制之規定違憲？)

キーワード

思想の自由（思想自由）、身体自由（身體自由）、正当な手続き（正當程序）

解釈文：人民の身体自由は保障しなければならない、法院により、法定手続きによるのでなければ、人民を審問又は処罰してはいけないと、憲法八条は明文に規定している。よって、戒厳といった時期・地域では、最高司令官が必要とし命令をもち人民の一部の自由を制限するのはもとよりであるとしても、人身自由を制限とした処罰は、依然とし法律をもち、さらにその内容が必ず実質として適正で、審理の手続きを経なければ行使してはならない。「反乱鎮定の際間諜の再犯

防止に関する監督規則」（戡亂時期預防匪諜再犯管教辦法）二条は「間諜の犯人は、懲役に処されたり、感化教育を受けられたりして、その執行を終わったが、思想・態度が未だ改善せず再犯の恐れがあると認め、教育のため労働場所に入れ、強制労働にさせると命じることができる（一項）。前項の犯行は、執行機関がそれぞれ県の最高治安機関に申請し判断されることである（二項）」と規定しておるが、法律による必要とした審理手続きを経ず、行政命令のみで人民の身体自由を制限するのは

*翻訳者：林裕順

、執行の名義では強制労働であろう感訓処分であろう、いずれも重大な人身自由の制限の処罰である。さらに、この規定は、国家機関は単に思想か態度を審査し再犯の恐れと認めると、直ちにその刑期を終わった者に再び不定期の感訓を施すことができるとし、これは、国家は非常事態であり、かつ法律に基づいたからといって依然として最低限の人権保障にみたすと言えず、憲法八条と二三条にも抵触し、適用すべきではない。

「戒厳における人民権利侵害の回復のための法律」（戒厳時期人民受損権利回復條例）六条一項四号は、人民が戒厳のさい、内乱罪・外患罪若しくは内乱懲罰法律（懲治叛亂條例）や間諜取締り法律（檢肅匪諜條例）に関する罪を犯し、有罪判決にされ、若しくは保安処分としての感化教育・感訓処分に送られて、その執行を終わったが、釈放されなかつた者は、管轄の地方裁判所に提訴し冤罪賠償法（冤獄賠償法）に基づき国家賠償をもとめることができると規定しておる。これは、有罪判決

にされ、若しくは保安処分としての感化教育・感訓処分に送られて、その執行を終わった者が、恣意的に執行を延長され、若しくはその他違法の裁判による、人身自由を制限された処罰にし、釈放されなかつたことに鑑み、国家賠償をもとめられるようにして設けられたものである。よって、この規定は憲法における平等に人民の権利権を保障する旨に何らの違反することではない。

解釈理由書：憲法八条一項は、「人民の身体の自由は保障されなければならない。法律により別に定める現行犯の逮捕の場合を除いては、司法又は警察機関による法定手続きによらなければ、人民を逮捕又は拘禁してはいけない。法院による法定手続きによるのでなければ、人民を審問又は処罰してはいけない。法定手続きによらない逮捕・拘禁・審問又は処罰はこれを拒絶することができる。」と規定している。この規定の趣旨を考えてみると、人身の自由を制限するという処罰は、法律の規定により審理の手続きを経て

行われるべきではある。立法機関は、法律を制定する場合、その内容が必ず実質として適正であり、一方他人の自由妨害の防止・緊急危難の避け・社会秩序の維持若しくは公共利益の促進と考えても、依然として必要な程度に逸してはいけない。また、憲法二三条もこれを明文に規定しておる。反乱の鎮定及び戒厳のさいのため、わが国の国家体制は非常事態に備えて、国家権力の行使及び人民権利の保障においては、昇平の時代と同じにし対処してはならないという。ただし、人民の身体自由を十分に保障することは、憲法上他の権利保障の前提とし、重要な基本的人権であるので、非常な時期といつても人民身体自由の制限としての処罰に関しては、依然として憲法八条及び二三条の規定に遵守しなければならない。

「反乱鎮定のさい間諜の再犯防止に関する監督規則」（戡亂時期預防匪諜再犯管教辦法）二条は「間諜の犯人は、懲役に処されたり、感化教育を受けられたりして、その執行を終わったが、思想

・態度が未だ改善せず再犯の恐れがあると認め、教育のため労働場所に入れ、強制労働にさせると命じることができる（一項）。前項の犯行は、執行機関がそれぞれ県の最高治安機関に申請し判断されることである（二項）」と規定しておる。この規定によると、間諜の犯人が、懲役に処されたり、感化教育を受けられたりして、その執行を終わったが、釈放されず直ちに一定の場所にその身体自由を制限されるということは執行の名義では強制労働であろう感訓処分であろう、実はいずれも刑罰としての重大な人身自由の制限に違ひなく、性質も重大な人民の身体自由の侵害に当たる処罰であるので、憲法八条の規定により、法院による法定の続きによらなければ行ってはいけない。この「監督規則」における規定は、法院ではない機関のそれぞれ最高治安機関が行政命令によりその要件該当を判断し、かつ執行し、憲法八条の規定に違反することは明らかである。さらに、人民の身体自由を制限することは、立法機関の制定する法律により規範すべきであり、

その内容も実質としては適正であるという。この「監督規則」は単に行政機関自身の策定したものである一方、その執行を終わった人民に対し再び不定期の感訓処分を施すことができるとし、憲法八条若しくは同二三条の規定主旨に違反しており、適用されてはいけない。

非常事態の際、国家は、緊急のことを対処するため、人民の権利をより厳重に制限することができるが、制限内容においては保障されるべき最低限の人権は侵害してはならない。思想の自由というものは、人民の内在精神活動を保障し、人類文明の根本及び言論自由の基礎であり、また憲法の最低限の人間尊厳を保障しようとするもので、自由民主的な憲政秩序の存続のため重大な意義を有するのでもあり、国家機関は如何にし緊急な事態を対処することを理由としても侵害してはならないし、如何なる方法でも侵害してはならない。さらに、国家は非常事態にあり、法律に基づいたからといっても、かつ侵害手段としての強制的

告白であろう思想改造であろう、依然としてになしてはならないとするのは、侵害してはならない最低限の権利保障であるという。

「反乱鎮定のさい間諜の再犯防止に関する監督規則」（戡亂時期預防匪諜再犯管教辦法）二条においては、国家機関は人民の思想・態度が未だ改善せず再犯の恐れと認めるることを理由に教育のため労働場所に入れ、強制労働にさせると命じることができると規定することは、国家機関が強制に人民の思想を改造するのを容認するほかないでの、憲法の保障する人民の言論自由の主旨に反し、最低限の人権保障にも合致しないとここであわせ説明する。

「戒嚴における人民権利侵害の回復のための法律」（戒嚴時期人民受損権利回復條例）六条一項四号は、人民が戒嚴のさい、内乱罪・外患罪若しくは内乱厳罰法律（懲治叛亂條例）や間諜取締り法律（檢肅匪諜條例）に関する罪を犯し、有罪判決にされ、若しくは保安処分としての感化教育・感訓処分に送られて、その執行を終わ

ったが、釈放されなかつた者は、管轄の地方裁判所に提訴し冤罪賠償法（冤獄賠償法）に基づき国家賠償をもとめることができると規定しておる。これは、有罪判決、若しくは保安処分としての感化教育・感訓処分との判決でその執行を終わつた者が、恣意的に執行を延長され、若しくはその他法律によらない裁判で、人身自由を制限した処罰にし、釈放されなかつたことに鑑み、国家賠償をもとめられるようにして設けられたものである。よつて、この規定は憲法における平等に人民の権利権を保障する旨に何らの違反することではない。

申し立てる者は、司法院の冤罪賠償再議委員会の九〇(2001)年度台覆字第 264 號・九一(2002)年台覆字第 85 號裁定と臺灣板橋地方法院八六(1997)度賠字第 61 號・臺灣士林地方法院八九(2000)年賠字第 56 號・臺灣臺中地方法院八九(2000)年賠字第 65 號等決裁判においては、それぞれ法令適用の判断が異なり、これらの解釈を同一すべきであるとし解釈申請を提出

したことについては、本院は、取り調べた結果は、同一の審判機関の判断は異なり、異なる審判機関は同じ法律若しくは命令に基づいた最終判決に違う意見を示したものではないので、司法院大法官の案件審理法（司法院大法官審理案件法）七條一項二号の法律要件に該当しなくて、受理すべきではないと、ここで、あわせて説明する。